

避難路沿いの

危険なブロック塀等の撤去及び 撤去後のフェンス等の設置

＜出水市危険ブロック塀等安全確保支援事業＞

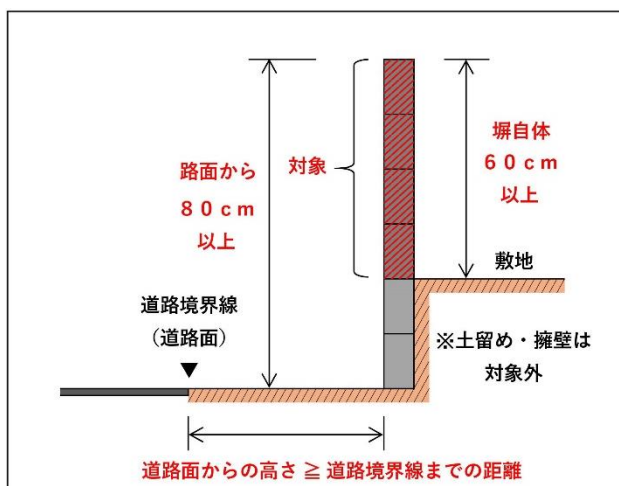
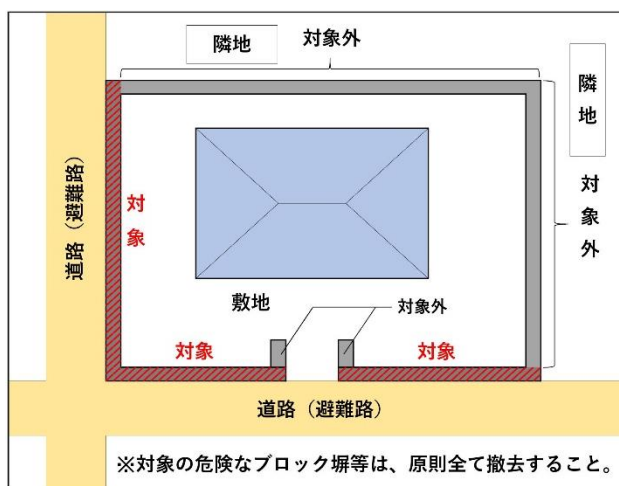
に補助します！

補助の対象工事

① 以下の全てに該当するブロック塀等の撤去

- ☑ 避難路に面している
- ☑ 路面からの高さ80cm以上
- ☑ 塀自体の高さ60cm以上
- ☑ 危険なブロック塀等である(安全の判断は裏面参照)

避難路とは、住宅等から避難所等へ至る私道を除く経路



② 撤去後に行う新たな塀等の設置

※金属フェンス、木塀、生垣等のほか、法に適合するブロック塀等及びコンクリート塀

補助金額

① 撤去に係る補助

撤去費用(上限12,000円/m) × 補助率 2 / 3 ≪上限 20万円≫

② 新たな塀等の設置に係る補助

設置費用(上限15,000円/m) × 補助率 2 / 3 ≪上限 20万円≫

①+②で
合計40万円まで
補助します！

(注1) 工事業者は、出水市内の建設・造園業者に限ります。(個人施工は対象外)

(注2) ②新たな塀等の設置補助は、①の撤去範囲に限ります。

(注3) 補助金は、同一敷地内につき①、②それぞれ1回限りです。

【お問合せ先・申請窓口】

〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号

出水市役所 建設部 建築住宅課 建築設備係

TEL 0996-63-4065(直通) FAX 0996-63-5814

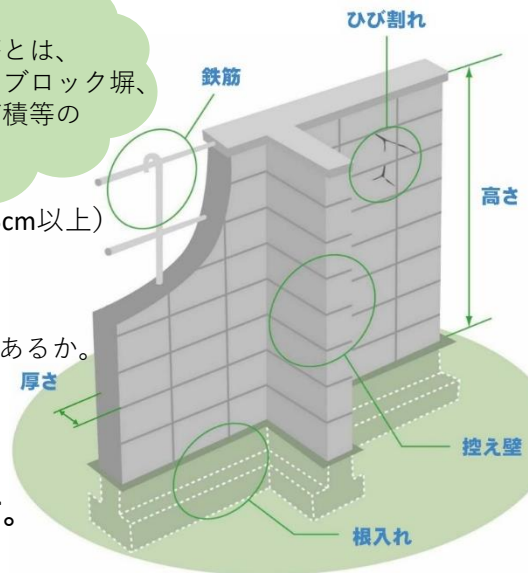
E-MAIL:jyutaku_c@city.izumi.kagoshima.jp

安全性の点検項目（危険なブロック塀等）

補強コンクリートブロック造の場合

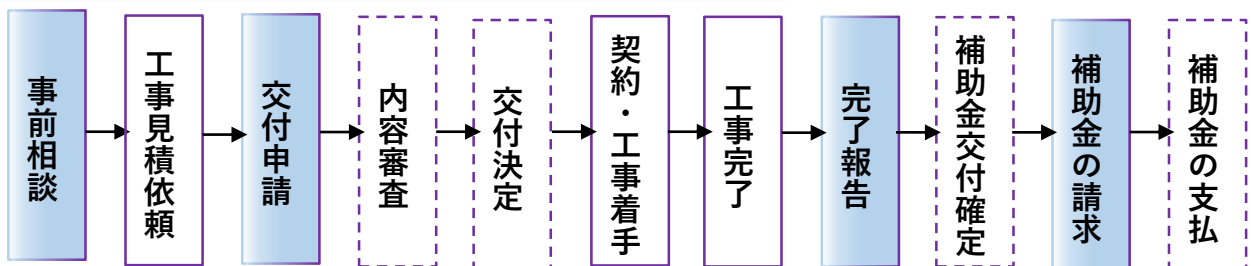
- ① 塀の高さは2.2m以下である。
- ② 塀の厚さは10cm以上である。（高さが2m超の場合は15cm以上）
- ③ 塀に鉄筋が入っている。
- ④ 控え壁がある。（塀の高さが1.2m超の場合）
塀の長さ3.4m以内毎に、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ⑤ コンクリートの基礎がある。
- ⑥ 塀にひび割れ、傾きはない。

ブロック塀等とは、
コンクリートブロック塀、
石塀、レンガ積等の
組積造の塀



※ひとつでも適合しない場合は、補助の対象となります。

補助金申請の流れ（詳細は、補助金交付要綱による）



※補助金の交付決定前に着手した工事は対象外（事前申請）

※撤去に係る交付申請と、設置に係る交付申請を別々に行うことも可能です。

その場合、撤去に係る申請と同一年度又はその翌年度中に、設置に係る交付申請を行う必要があります。

※手続きには時間がかかりますので、早めにご相談ください。

※補助金は先着順での交付となり、当該年度の予算の範囲内となります。

※年度内の工事完了及び請求（支払い）が原則です。

< 補助金申請に必要な書類 >

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 実施計画書
- (3) 補助対象経費が確認できる見積書の写し ※工事一式等の見積は不可
- (4) 付近見取図、配置図 ※塀の位置、撤去範囲、延長、高さを記入
- (5) 現況写真 ※全景及び高さが分かるもの
- (6) ブロック塀等点検表 ※点検に資格は不要です。
- (7) 新たな塀等の図面、仕様書等 ※新たな塀等を設置する場合に必要
- (8) 危険なブロック塀等の所有者が確認できる書類 ※登記事項証明書等
- (9) 所有者の同意書 ※申請者が管理者の場合に必要
- (10) 市税滞納状況調査同意書（直筆）又は市税を完納していることを示す証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類